

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年2月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(数値地形図データファイルの更新に係る写真測量)
- 2 終了年月日 令和元年12月20日
- 3 作業地域 佐賀市全域、多久市全域、武雄市全域、小城市全域並びに杵島郡大町町全域、江北町全域及び白石町全域